

社会福祉法人岐阜老人ホーム役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜老人ホーム（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は次のとおりとする。

- (理事) 日額 5,000円
- (監事) 日額 5,000円
- (評議員) 日額 5,000円

(報酬の支給方法)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席し、並びに監査を行った場合及び法人のために役務を提供し、又は研修もしくは会議に出席したときは、前条に定める報酬を支払うものとする。

(費用弁償の額等)

第5条 役員等が理事若しくは評議員会に出席し、又は監査を行った場合は、交通費を費用弁償として支給する。

- 2 役員等が法人の事務所又は施設以外の場所へ出張したときは、旅費を支給する。
- 3 前項の費用弁償の額は、社会福祉法人岐阜老人ホーム職員旅行規程に準じて支給する。

(重複支給の禁止)

第6条 役員等で法人の職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第2条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、役員等兼務職員が勤務を要しない日に理事会若しくは評議員会に出席し、又は研修若しくは会議に出席した場合はこの限りでない。

附則

この規程は、平成31年 2月 8日から施行する。